

○藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月22日条例第35号

改正

平成28年7月1日条例第21号
平成29年3月27日条例第1号
平成29年9月28日条例第20号
平成30年3月26日条例第1号
平成30年10月1日条例第24号
令和元年9月30日条例第14号

藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当

該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日条例第1号)

この条例は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日(平成29年5月30日)から施行する。

附 則 (平成29年9月28日条例第20号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

17 附則第2項から附則第4項までの規定によりなお従前の例によることとされる第1条の規定による廃止前の藤井寺市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年藤井寺市条例第31号)第2条に規定する対象者に係る個人番号の利用については、改正後の藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年10月1日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日条例第14号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第3条中藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の5の項及び別表第2の24の項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年藤井寺市条例第34号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和55年藤井寺市条例第23号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例(平成16年藤井寺市条例第14号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費の支給、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)に関する情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

	の	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
2	市長	<p>児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
3	市長	<p>予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
4	市長	<p>身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
5	市長	<p>生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>身体障害者福祉法による障害福祉サービス又は障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措</p>

		置に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による療養介護又は施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法律に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による自立支度金の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法その他の法律に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
7 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
8 市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
8の2 市長	国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
9 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
11 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

	偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	
12 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの
13 市長	母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報又は保険給付に関する情報であって規則で定めるもの
		藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例、藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例又は藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
14 市長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
15 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関

		<p>する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法その他の法律に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
17 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
18 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
19 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
20 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
21 市長	藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報又は保険給付に関する情報であって規則で定めるもの</p>
22 市長	藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成	身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの

	に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報又は保険給付に関する情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
23 市長	藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険法による被保険者の資格に関する情報又は保険給付に関する情報であって規則で定めるもの 児童手当法による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの